

## 「いしかわ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」設置要領

### 1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より「いしかわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「いしかわ P F」という。) を設置し、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキーリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、いしかわ P Fにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいく。これに伴い、いしかわ P Fについては「いしかわ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」(以下「いしかわ協議会」という。) と名称を改めることとする。

いしかわ協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

### 2 構成員

- (1) 別紙 1「いしかわ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員」のとおりとする。
- (2) その他、必要に応じてオブサーバーの出席を求めることができる。

### 3 各構成員の役割

#### (1) 行政側

- ①石川労働局（職業安定課）
  - ・いしかわ協議会取りまとめ共同事務局（主担当）
  - ・いしかわ中高年世代活躍応援プロジェクトに係る協議会の事業実施計画

(以下「事業計画」という。) 策定に関する共同取りまとめ（主担当）

- ・石川労働局が実施する事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

②石川県（商工労働部）

- ・いしかわ協議会取りまとめ共同事務局（副担当）
- ・事業計画策定の共同取りまとめ（副担当）
- ・石川県が実施する各種事業の進捗管理
- ・石川県内市町プラットフォーム（以下「市町PF」という。）における経済団体等への対応依頼等に関する市町との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

③石川県（健康福祉部）

- ・市町PFの設置・運営に関する市町との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする方の実態やニーズの把握の検討
- ・市町PFと連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④就労等支援機関（ハローワーク、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部、サポステ、石川県の就労等支援機関など）

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催
- ・企業に対する正規雇用化を含む待遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・職業的自立に向けた支援
- ・中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・社会参加に向けた支援を必要とする方への支援の充実
- ・就労に向けた関係機関の連携強化
- ・市町PFへの参画
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

⑤市町、支援機関

- ・市町PFの活用
- ・市町PFの先進的な取組に係る事例の把握

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や働きかけ
- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む待遇

## 改善の働きかけ

- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

## 4 いしかわ協議会における取組事項

いしかわ協議会においては、次の(1)から(4)までに掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

### (1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

石川県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む待遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

### (2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3類型の方に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

#### ①不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望しているながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

#### ②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

#### ③社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある方、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、

就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方など

### (3) 目標、KPIの設定及び事業計画の策定

①上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

②目標達成に資する事業計画を策定する。

③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

### (4) 市町PFとの連携

石川県健康福祉部は、市町PFの設置・運営について、市町と連絡調整を図り、市町PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。（以下例示）

- ・市町ＰＦの設置に関する市町への働きかけや市町ＰＦの運営に関する市町への助言等
  - ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等※）
  - ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援（※）
  - ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援
- 等の要請に対応するとともに、市町ＰＦの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。  
※経済団体等への対応依頼については、石川県商工労働部において、石川県健康福祉部と連携して行う。

## 5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできることとする。  
また、開催方法については、対面又はオンラインによる開催のほか、対面とオンラインを併用するハイブリット開催によることとする。

## 6 秘密の保持

いしかわ協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（附則）この要領は令和7年6月30日から施行する。